

2007年7月31日

各位

四国労働金庫

＜ろうきん＞ ローンを全額繰り上げ返済されたお客さまへの 保証料の返戻について

このたび、当四国労働金庫から、社団法人日本労働者信用基金協会（以下、日信協という）の保証により住宅ローンをお借り入れいただき、期日より前に全額をご返済されたお客さまに対し、日信協がお返しすべき保証料をお返ししていない事例があることが分かりました。

お客さまならびに会員、関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

当金庫といたしましては、保証料の返戻を行う日信協と連携し、ご迷惑をおかけいたしましたお客さまへの返戻手続きに誠心誠意対応してまいりますとともに、お客さま保護の観点から、このような事態を二度と発生させぬよう日信協との連携・協力のもと、再発防止に努めてまいります所存であります。

記

1. 概要

（1）保証料返戻のしくみ（保証料一括前払い方式の場合）

日信協の保証により住宅ローンをお借り入れの場合、お借り入れ金額・ご返済期間に応じた保証料を予めお支払いいただいております。当初のご返済期日より前に全額を繰り上げてご返済いただいた場合、日信協の定めにより未経過期間に対応する保証料から、手数料相当額を差し引いた金額をお返ししております。

なお、融資金利に保証料率を上乗せしてご返済いただく方式（月次後払い方式）の場合には、保証料の返戻は生じません。

（2）未返戻となった原因

今般、期日前に全額を繰り上げてご返済いただいた一部のお取引に関して、日信協の旧保証管理システム上、データ処理の対象外とされていたため、お返しすべき保証料が未返戻であったことが分かりました。

（3）未返戻であることがわかった保証料の件数・金額は以下のとおりです。

1件 87,600円

2. 今後の対応

今般、保証料をお返す対象となられたお客さまにつきましては、すでにご連絡を取らせていただき、日信協より、お詫びと保証料返戻に関するご説明をさせていただくとともに、お返しすべき保証料を速やかにお支払させていただきます。

3. 再発防止策

日信協では、2007年7月より新保証システムを稼働し、期日前に全額を繰り上げてご返済いただいた場合に関するすべてのお取引に関しての情報把握が可能となるようシステム改善を行っております。

4. お問合わせについて

お取引についてご不明な点等ございましたら、下記へお問合わせください。

以 上

<p>【お問合わせ先】 お客様相談センター ： 0120 - 505 - 690 受付時間： 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日除く)</p>
--